

### 基本方針

#### 1. 鉄鋼スラグを含む材料が環境基準値を超過している施工箇所の対策

- ・ 管理者において将来にわたり管理できない施工箇所等については撤去を行う。
- ・ 前記以外の箇所については、県環境部局の助言を得ながら表面被覆等を行う。

#### 2. 鉄鋼スラグを含む材料が環境基準値を満足している施工箇所の対策

- ・ これまでの調査の結果、直ちに撤去等が必要となるところはない。
- ・ 環境基準値を満足しているものの、スラグへの経口・接触リスクが高いと考えられる小・中学校等の箇所については、県環境部局の助言を得ながら必要に応じて鉄鋼スラグを含む材料が表面に出ている施工箇所の表面被覆等を行う。

#### 3. 鉄鋼スラグを含む材料を存置する場合の対応

- ・ 存置する工事の施工箇所については、県環境部局がリスト化し地下水の常時監視等を通じて、引き続き、環境への影響等について監視を行う。
- ・ 公共工事事業者としても、存置する施工箇所については、将来、修繕工事や占用工事等で該当箇所を掘削する場合は、県環境部局の助言を得ながら廃棄物処理法等の関係法令への適用状況を踏まえ適切に対応していく。

※ここでいう「鉄鋼スラグ」とは、大同特殊鋼(株)渋川工場から出荷されたもの。

## 1. 関東地方整備局の取り組み状況

### これまでに実施した分析試験結果について

	計	材料が基準値を 満足している	材料が基準値を超過している		
			土壌の基準値超過	地下水への影響	
調査を行った 工事の施工箇所	65	38	27	5	0

※ 材料が基準値を超過している工事の施工箇所には、材料が基準値を満足している工事の施工箇所が含まれているものもある

- これまでに『鉄鋼スラグを含む砕石が使用された平成20年度以降に施工した45工事の施工箇所』と『鉄鋼スラグを出荷した記録があることが判明した工事の施工箇所および鉄鋼スラグと類似する材料の混入が認められた工事の施工箇所を合わせた56工事の施工箇所』の計65工事の施工箇所(このうち36工事の施工箇所については重複)について、有害物質の含有量等を確認する分析試験等を実施した。
- 38工事の施工箇所においては、材料の分析試験の結果、基準値を満足していた。
- 27工事の施工箇所においては、材料の分析試験の結果、基準値を超えていた。
- このうち5工事の施工箇所においては、材料直下の土壌の分析試験の結果、基準値を超えていた。
- なお、この5工事の施工箇所については、群馬県環境森林部および前橋市環境部において地下水の調査を実施したところ、地下水への影響は認められなかった。

### 鉄鋼スラグを含む材料が環境基準値を超過している工事の施工箇所

	計	撤去予定	表面被覆する	表面被覆済み
材料が基準値を超過している工事の施工箇所	27	10	9	8

- 材料の分析試験の結果、基準値を超えていた27工事の施工箇所のうち、10工事の施工箇所については、将来にわたり管理できない箇所等であることから撤去する方針とする。
- 撤去以外の工事の施工箇所のうち、9工事の施工箇所については、材料が露出しているため、群馬県環境部森林部の助言を得て表面を被覆する方針とする。準備が整い次第、着手する予定である。
- 残り8工事の施工箇所については、材料が舗装等により被覆されているため、存置する方針とする。

## 1. 関東地方整備局の取り組み状況

対応状況について(平成27年10月末時点)

	計	撤去完了	撤去中
撤去を行う 工事の施工箇所	10	5	5

- 撤去する方針としている10工事の施工箇所のうち、5工事の施工箇所については既に撤去が完了している。
- 撤去中(撤去に向けた準備を含む)の5工事の施工箇所については、今年度中に撤去を完了させる予定である。



## 2. 群馬県県土整備部の取り組み状況

### これまでに実施した調査結果について

	計	材料が基準値を満足している	材料が基準値超過している	
			土壌の基準値超過	地下水への影響
調査を行った工事の施工箇所	58	57	1	0

- 出荷記録のある工事については、これまでの公表結果を合わせて、県施工58工事で鉄鋼スラグを含む材料の使用が確認されている。
- 52工事においては、品質規格証明書が提出されており、品質規格証明書がない6工事については、鉄鋼スラグを含む材料の分析試験を実施した。
- その結果、6工事の内1工事において、材料から環境基準値を超えるフッ素が検出されたため、その直下の土壌調査を実施し、土壌は環境基準値以下であることを確認した。
- 出荷記録のある県工事の調査は終了し、出荷記録のない工事で新たに使用が確認されれば逐次調査を行っていく。

### 対応方針について

材料が基準値を超過している工事の施工箇所				材料が基準値を満足している工事の施工箇所		
計	撤去予定	表面被覆する	表面被覆済み	計	表面被覆済み	材料が露出している
1	0	0	1	57	53	4

- 材料の分析試験の結果、基準値を超えていた1工事の施工箇所は、舗装により被覆されているため存置する方針とする。
- 材料が露出している4工事の施工箇所は、仮設道路で使用されたものであるため撤去する方針とする。

### 対応状況について(平成27年10月末時点)

	計	撤去完了	撤去予定
仮設道路により撤去を行う工事の施工箇所	4	3	1

- 仮設道路のため撤去する4工事の施工箇所のうち、3工事の施工箇所については既に撤去が完了している。
- 撤去予定の1工事の施工箇所については、本工事が終了し仮設道路として必要がなくなれば撤去をする予定である。

### 3. 渋川市の取り組み状況

#### これまでに実施した調査結果について

	計	材料が基準値を満足している	材料が基準値を超過している		
			土壌の基準値超過	地下水への影響	
調査を行った工事の施工箇所	72	23	49	41	0

- 渋川スカイランドパーク第2第6駐車場補修工事に際し、路盤材として使用されていたスラグ砕石に基準値を超える「六価クロム」及び「フッ素」が含まれていることがわかった。このため、市がこれまでに行った工事箇所を調査したところ、平成27年10月末現在、市内の全72工事でスラグ砕石の使用が確認された。
- 材料が基準値を満足している23工事のうち、6工事については、材料の分析試験の結果、基準値を満足していた。また、17工事については、品質規格証明書が提出されており基準値を満足していた。
- 材料が基準値を超過している49工事のうち、41工事においては、材料直下の土壌の分析試験の結果、基準値を超えていた。なお、この41工事については、群馬県環境森林部において地下水の調査を実施したところ、地下水への影響は認められなかった。

#### 鉄鋼スラグを含む材料が環境基準値を超過している工事の施工箇所

	計	撤去予定	表面被覆する	表面被覆済
材料が基準値を超過している工事の施工箇所	49	9	32	8

- 材料の分析試験の結果、基準値を超えていた49工事のうち、9工事については、将来にわたり管理できない箇所等であることから撤去する方針とする。
- 撤去以外の施工箇所のうち、32工事については、材料が露出しているため、群馬県環境森林部の助言を得ながら表面を被覆する方針とする。
- 残り8工事については、材料が舗装等により被覆されているため、存置する方針とする。

### 3. 渋川市の取り組み状況

#### 鉄鋼スラグを含む材料が環境基準値を満足している工事の施工箇所

	計	表面被覆済み	材料が露出している
材料が基準値を満足している工事の施工箇所	23	17	6

- これまでの調査の結果、基準値を満足していた23工事の施工箇所のうち、17工事については、材料が舗装等により被覆されているため、存置する方針とする。
- 材料が露出している6工事のうち、4工事の小・中学校の箇所については、スラグへの経口・接触リスクが高いと考えられるため、群馬県環境森林部の助言を得ながら、必要に応じて表面を被覆する方針とする。